

第416回小野市議会臨時会提出議案の概要について

議案第28号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度小野市一般会計補正予算(第5号))
新庁舎建設事業に係る平成30年度中の事業出来高の確定に伴い繰越明許費を補正するもの。	

議案第29号	専決処分の承認を求めることについて(小野市税条例の一部を改正する条例の制定について)
地方税法等の改正に伴い、市税条例で引用している部分等の条ずれ及び規定内容を整理するもの。	
【主な改正内容】	
・ 所得税の住宅ローン減額制度を受けた方で所得税において控除しきれなかった金額がある場合に、翌年度の個人住民税において住宅ローンを控除する制度の期間を延長するもの(平成45年度までの個人住民税で対応)。 ※消費税の引き上げ後の住宅取得に係る控除期間がこれまでの10年間から13年間に変更されたことに伴うもの	
・ わがまち特例制度に係る地方税法の条ずれ等を改正するもの。 ※平成24年の税制改正により地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)として、公害防止のための施設や雨水貯留施設、津波対策施設、再生可能エネルギー施設等について固定資産税の課税標準を減額する特例措置が設けられている。	
・ 軽自動車税のグリーン化特例において、新車登録から13年を経過した3輪以上の軽自動車に対して課させる重課(概ね+20%)の規定(平成31年度課税においては平成18年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が該当)や、既に終了した平成29年度分の軽課(燃費基準に応じて△75%~△25%)の規定の削除、平成32年度及び平成33年度分の軽課の延長等、法改正に伴う規定の整理を行うもの。(税額等については変更なし)。 ※平成34年度及び平成35年度分については軽課の対象を電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車に限定される予定。(後日改正予定)	
<参考:軽自動車税グリーン化特例の内容>※改正に伴う変更なし	

車両区分	乗用車		電気自動車 天然ガス自動車 (平成 21 年 排出ガス 10% 低減達成車、平成 30 年排出ガス規制 適合車)	平成 32 年度 燃費基準 +30%達成車	平成 32 年度 燃費基準 +10%達成車
	貨物車			平成 27 年度 燃費基準 +35%達成車	平成 27 年度 燃費基準 +15%達成車
特例措置の内容：			概ね 75%軽減	概ね 50%軽減	概ね 25%軽減
三輪 (3,900 円)			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪 以上	乗用	営業用 (6,900 円)	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用 (10,800 円)	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物用	営業用 (3,800 円)	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用 (5,000 円)	1,300 円	2,500 円	3,800 円

議案第 30 号	専決処分の承認を求めることについて (小野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)			
介護保険法施行令の改正に伴い、1号保険料の低所得者の軽減強化措置として、第1段階から第3段階に係る介護保険料を改定するもの。				
<議案第30号 介護保険料の改正内容>				
○基準額：月額5,500円 (年額66,000円)：変更なし				
	基準に対する保険料率	対象者	保険料年額 (改正前)	保険料年額 (改正後)
第1段階 (令§39I①)	※軽減強化の率を改正 $\times 0.5$ (0.45) ⇒ <u>(0.375)</u>	○高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入金額80万円以下の方	33,000 <u>(29,700)</u>	⇒ 33,000 <u>(24,750)</u>
第2段階 (令§39I②)	※軽減強化の率を新設 $\times 0.75$ ⇒ (0.625)	○世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入金額が80万円を超え120万円以下の方	49,500 <u>(軽減強化なし)</u>	⇒ 49,500 <u>(41,250)</u>
第3段階 (令§39I③)	※軽減強化の率を新設 $\times 0.75$ ⇒ (0.725)	○世帯全員が市民税非課税で第1・2段階以外 (120万円超) の方	49,500 <u>(軽減強化なし)</u>	⇒ 49,500 <u>(47,850)</u>

第4段階 (令§39I④)	×0.90	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下の方	59,400	変更なし
第5段階 (基準額) (令§39I⑤)	×1.0	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入金額が80万円を超えている方	66,000	
第6段階 (令§39I⑥)	×1.2 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	79,200	
第7段階 (令§39I⑦)	×1.3 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	85,800	
第8段階 (令§39I⑧)	×1.5 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	99,000	
第9段階 (令§39I⑨)	×1.7 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	112,200	
第10段階 (独自)	×1.8 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	118,800	
第11段階 (令§39I⑩)	×2.0 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	132,000	

※公費を投入して低所得者の保険料軽減が行われている。(軽減部分については、国1/2・県1/4・市1/4)
令和2年4月から第1段階0.375→0.3、第2段階0.625→0.5、第3段階0.725→0.7となる見込み。